

○国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則

〔平成26年3月27日
規則第52号〕

改正 平成26. 9.25 26規則13 平成27. 9.24 27規則18
平成28. 1.21 27規則37 令和元. 9.26 元規則28
令和4. 3.28 3規則68

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第2項及び国立大学法人埼玉大学特定有期雇用教職員就業規則（以下「特定有期雇用就業規則」という。）第20条第2項の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に勤務する年俸制の適用を受ける教職員（以下「年俸制適用教職員」という。）の給与、退職手当相当額、期末手当相当額及び勤勉手当相当額に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 年俸制適用教職員は、次に掲げる教職員のうち、本学の機能強化推進の観点から、学長が必要と認める者とする。

- (1) 就業規則第2条第1項に規定する教職員
 - (2) 特定有期雇用就業規則第3条第1項に規定する特定有期雇用教職員
- (法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第4条 年俸制適用教職員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本年俸の12分の1を本給とする。
- (2) 業績給は、業績手当及び外部資金獲得手当とし、第2条第2号の教職員には支給しない。
- (3) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当及び研究代表者等特別手当とする。

(基本年俸の決定等)

第5条 年俸制適用教職員の受ける基本年俸は、別表に定める号給により決定する。ただし、雇用期間が1年に満たない場合における基本年俸の額は、号給により決定される基本年俸の額を基準とし、当該雇用期間に応じて決定する。

2 号給は、その者の学歴、免許・資格、業務経験、業績、他の教職員との均衡及び予算を考慮して決定する。

3 前2項に定めるもののほか、基本年俸の決定等に関する事項は、第2条各号に掲げる教職員ごとに別に定める。

(業績手当の決定等)

第6条 業績手当の決定等に関する事項は、別に定める。

(外部資金獲得手当)

第7条 外部資金獲得手当に関する事項は、別に定める。

(本給の調整額)

第8条 本給の調整額は、国立大学法人埼玉大学教職員給与規則(以下「教職員給与規則」という。)第15条の規定を準用する。

(管理職手当)

第9条 管理職手当は、教職員給与規則第16条の規定を準用する。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、教職員給与規則第18条の規定を準用する。

(住居手当)

第11条 住居手当は、教職員給与規則第20条の規定を準用する。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、教職員給与規則第21条の規定を準用する。

(単身赴任手当)

第13条 単身赴任手当は、教職員給与規則第22条の規定を準用する。

(特殊勤務手当)

第14条 特殊勤務手当は、教職員給与規則第23条の規定を準用する。

(超過勤務手当)

第15条 超過勤務手当は、教職員給与規則第27条の規定を準用する。

(深夜勤務手当)

第15条の2 深夜勤務手当は、教職員給与規則第27条の2の規定を準用する。

(研究代表者等特別手当)

第15条の3 研究代表者等特別手当は、教職員給与規則第30条の2の規定を準用する。

(退職手当相当額)

第16条 第2条第1号の教職員のうち、国立大学法人埼玉大学教職員退職手当規則で定められている退職手当の算定の基礎となる勤続期間を有する者については、その期間に応じた退職手当相当額を支給する。

2 退職手当相当額の支給に関する必要な事項は、別に定める国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則適用者の退職手当相当額に関する規則による。

(期末手当相当額及び勤勉手当相当額)

第16条の2 第2条第1号の教職員のうち、教職員給与規則で定められている期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる勤続期間を有する者については、その期間に応じた期末手当相当額及び勤勉手当相当額を支給する。

2 期末手当相当額及び勤勉手当相当額の支給に関する必要な事項は、別に定める国立大学法人埼玉大学教職員年俸制給与等規則適用者の期末手当相当額及び勤勉手当相当額に関する規則による。

(給与の支給日)

第17条 本給、業績手当、外部資金獲得手当、本給の調整額、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、超過勤務手当及び深夜勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 研究代表者等特別手当は、12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において、12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与の支払)

第18条 年俸制適用教職員の給与は、その全額を現金で、直接年俸制適用教職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、年俸制適用教職員の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第19条 新たに年俸制適用教職員となった者には、その日から本給を支給し、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 年俸制適用教職員が離職したときは、その日までの本給を支給する。

3 年俸制適用教職員が死亡したときは、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、本給を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第21条 この規則により勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第22条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(休職者の給与)

第23条 年俸制適用教職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、就業規則第14条第1項第1号又は特定有期雇用就業規則第11条第1項第1号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労災法の定めるところにより、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 年俸制適用教職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年に達するまでは、本給、業績給及び諸手当の100分の80を支給することができる。

3 年俸制適用教職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、業績給及び諸手当の100分の60以内を支給することができる。

4 年俸制適用教職員が学校、研究所、病院等の公共施設において、その者の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等の業務に従事することにより、就業規則第14条第1項第3号又は特定有期雇用就業規則第11条第1項第3号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、業績給及び諸手当の100分の70を支給することができる。

5 年俸制適用教職員が前4項に掲げる休職以外の休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、その都度定める。

(育児休業者等の給与)

第24条 労働時間等規則第23条の規定により育児休業等をする年俸制適用教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 年俸制適用教職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第17

条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業者等の給与)

第25条 労働時間等規則第24条の規定により介護休業等をする年俸制適用教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 年俸制適用教職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第17条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第26条 年俸制適用教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第20条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、年俸制適用教職員の給与に関し必要な事項は、教職員給与規則の適用を受ける教職員の例による。

(この規則により難い場合の措置)

第28条 特別の事情によりこの規則によることが出来ない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26. 9.25 26規則13)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27. 9.24 27規則18)

この規則は、平成27年9月24日から施行し、改正後の第4条第3号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成28. 1.21 27規則37)

この規則は、平成28年1月21日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則 (令和元. 9.26 元規則28)

この規則は、令和元年9月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和4. 3.28 3規則68)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

教職員年俸表

号給	基本年俸額	本給月額
1	2,400,000	200,000
2	2,640,000	220,000
3	2,880,000	240,000
4	3,120,000	260,000
5	3,360,000	280,000
6	3,600,000	300,000
7	3,840,000	320,000
8	4,080,000	340,000
9	4,320,000	360,000
10	4,560,000	380,000
11	4,800,000	400,000
12	5,040,000	420,000
13	5,280,000	440,000
14	5,520,000	460,000
15	5,760,000	480,000
16	6,000,000	500,000
17	6,240,000	520,000
18	6,480,000	540,000
19	6,720,000	560,000
20	6,960,000	580,000
21	7,200,000	600,000
22	7,440,000	620,000
23	7,680,000	640,000
24	7,920,000	660,000
25	8,160,000	680,000
26	8,400,000	700,000
27	8,640,000	720,000
28	8,880,000	740,000
29	9,120,000	760,000
30	9,360,000	780,000

31	9,600,000	800,000
32	9,840,000	820,000
33	10,080,000	840,000
34	10,320,000	860,000
35	10,560,000	880,000
36	10,800,000	900,000
37	11,040,000	920,000
38	11,280,000	940,000
39	11,520,000	960,000
40	11,760,000	980,000
41	12,000,000	1,000,000
42	12,240,000	1,020,000
43	12,480,000	1,040,000
44	12,720,000	1,060,000
45	12,960,000	1,080,000
46	13,200,000	1,100,000
47	13,440,000	1,120,000
48	13,680,000	1,140,000
49	13,920,000	1,160,000
50	14,160,000	1,180,000
51	14,400,000	1,200,000
52	14,640,000	1,220,000
53	14,880,000	1,240,000
54	15,120,000	1,260,000
55	15,360,000	1,280,000
56	15,600,000	1,300,000
57	15,840,000	1,320,000
58	16,080,000	1,340,000
59	16,320,000	1,360,000
60	16,560,000	1,380,000
61	16,800,000	1,400,000
62	17,040,000	1,420,000
63	17,280,000	1,440,000
64	17,520,000	1,460,000
65	17,760,000	1,480,000

66	18,000,000	1,500,000
67	18,240,000	1,520,000
68	18,480,000	1,540,000
69	18,720,000	1,560,000
70	18,960,000	1,580,000
71	19,200,000	1,600,000
72	19,440,000	1,620,000
73	19,680,000	1,640,000
74	19,920,000	1,660,000
75	20,160,000	1,680,000